

# 公立大学法人横浜市立大学研究データ管理実施指針

制定 令和2年4月1日

## 1 目的

本指針は、「公立大学法人横浜市立大学情報セキュリティ基本方針」及び「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」を踏まえ、本学の研究者が研究活動を通じて得られる情報資産であるデータ（以下「研究データ」という。）の適切な管理を行うために必要な基本原則を定める。

## 2 研究データの種類

- (1) 本学の研究者が職務上得た研究成果としての数値、画像、資料、論文、データベース、ソフトウェアなど
- (2) 共同研究等により本学が企業等から提供されたデータや秘密情報など
- (3) その他研究活動により得られたデータ

## 3 研究データの形式

- (1) 電磁的方式（電子、磁気、光学等の方式等）で記録されたもの
- (2) 研究活動に係る実験ノート等、非電磁的方式で記録されたもの

## 4 研究者の管理義務

- (1) 研究者は、信頼性のある方法で研究を進め、研究データを記録し、適切に扱わなければならない。
- (2) 研究者は、研究不正が疑われた場合に備え、必要に応じて第三者が検討できるよう研究データを常に整理し、保存に努めなくてはならない。
- (3) 研究者は、「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」第3条第3項の規定のほか、関連する法令やガイドライン等に基づき研究データを適切に保存・管理しなければならない。

## 5 部局での措置

### (1) 部局の責務

各研究科・附属2病院（以下「部局」という。）は、本指針に基づきそれぞれの特性に応じた具体的な細則、実施要項等のルールを定め、研究者が遵守するよう取り組まなければならない。また、研究者の転出・退職等によって研究データの保存・管理が損なわれないよう必要な措置を講じなければならない。

### (2) 部局が定めるべき事項

- ① 実験ノートなどの原資料の保管の方法
- ② 実験ノートなどの原資料の保管責任先（研究室、研究グループ単位、部局などを記載し、データ保管に関する機関責任を明確にすること）
- ③ 生データや試料の保管方法

- ④ 実験ノート、生データ、試料の保管期間
- ⑤ 個人情報保護と実験データ保管に関する考え方
- ⑥ 退職、異動時におけるデータ管理方法
- ⑦ 実験データの加工などに関する適正な取扱い基準
- ⑧ サンプルの保存と提供リクエスト時の対応
- ⑨ その他データ管理に必要なこと

### (3) 個人情報管理

部局でルールの策定および取り組みにあたり、研究対象となる個人を識別可能とする情報（個人データ）を含む試資料や研究データの保存・管理については、個人情報保護の観点から以下の点に配慮しなければならない。

- ① 個人データの保存方法とその期間について、対象者の合意を得ることを原則とすること。
- ② 個人データの管理責任者、および参照可能な者の範囲を明確にすること。
- ③ 個人データが漏洩しないよう適切な措置が講じられること。
- ④ 研究データとしての保管期間が終了後の個人データの扱いについても定めておくこと。
- ⑤ データを完全に匿名化（匿名加工）しても結果の再現に支障がない限りは、原則として、匿名化措置を施すなど、個人情報属性を排除した形でのデータ保存とすること。

## 6 適用時期

本指針は、令和2年4月1日から適用するものとする。

なお、部局のルールについては、本指針適用後1年以内に定めるよう努めなければならない。

## 7 その他

研究データのうち、企業から提供された秘密情報など特に秘匿性が高いものに関する保存・管理については、別に細則として定めるものとする。

以上